

納 期 限

今月の納期限は12月25日(月)です

- ◇国民健康保険税(6期)
- ◇後期高齢者医療保険料(6期)
- ◇介護保険料(12月分)
- ◇固定資産税(3期)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00

場 問 福祉センター3階
御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490
FAX0738-22-9991

◇人権相談

時 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15

場 問 和歌山地方法務局御坊支局
全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110

※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00

場 問 財部会館
和歌山弁護士会
☎073-422-5005

※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談
料が必要です。

◇行政相談

時 12月13日(水)
13:00~15:00

場 問 福祉センター3階
防災対策課
☎0738-23-5528
FAX0738-52-7036

行政相談委員

おおかわ ひでき
大川 秀樹 氏
☎0738-23-3908

てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

国民年金保険料の 免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

退職(失業)の場合

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象になります。が、退職(失業)時の免除申請は、退職(失業)された方の所得がゼロとして審査されます。

手続きに必要なもの

- ①本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ②退職された方の雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

問 国保年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

産前産後期間の 国民健康保険税の免除について

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者で出産される方の出産前後の一定期間の国民健康保険税を免除する制度が令和6年1月から始まります。

対 御坊市国民健康保険に加入中の方で、令和5年11月以降に
出産予定または出産した方

※出産とは妊娠85日(妊娠12週)以上の分娩で、早産・流産・死産・人工妊娠中絶を含みます。

対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から、出産(予定)日が属する月の翌々

月までの計4か月分(多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前以降、計6か月分)

※免除対象は令和6年1月分からです。

免除額

出産される方の対象期間分の国民健康保険税(均等割及び所得割額)

届出方法

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書に必要事項を記入し、国保年金課に提出してください。

出産予定日の6か月前から届出可能で、出産前に申請する場合、出産予定日と出産する人の名前、多胎妊娠の事実が確認できる書類(母子手帳)の添付が必要です。

※届出書は市ホームページまたは国保年金課にあります。

問 国保年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

後期高齢者医療制度に 加入の皆様へ

ジェネリック医薬品のご使用 をご検討ください

ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性があります。自己負担額が軽減される可能性がある方へ、11月下旬から12月上旬頃にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合がありますので、切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または薬剤師

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時 1月18日(木)
10時~11時30分
13時~15時

場 問 市役所新庁舎内
田辺年金事務所お客様相談室
☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

問 国保年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

問 にご相談ください。

☎073・428・6688
FAX073・428・6677